

令和2年1月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4件  
（うちガストーチ1件、石油ストーブ（半密閉式）1件、  
ガスこんろ（LPガス用）1件、ゴム管（LPガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
（うち照明器具1件、自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 9件  
（うち電動リフト（室内用）1件、  
はしご（天井用、折りたたみ式）1件、電動アシスト自転車1件、  
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、電気こたつ1件、  
オーブントースター1件、スプレー缶（洗浄剤）1件、  
電動歯ブラシ1件、リチウム電池内蔵充電器1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び  
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を  
予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車について(管理番号：A201901032)

### ①事象について

使用者（80歳代）がブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した自転車で走り出そうとペダルを踏み込んだところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

#### ○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

#### ○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

### ③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a>	2003年9月 ～ 2015年5月	3, 164, 913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a>	2004年10月 ～ 2015年1月	266, 225
合	計		3, 431, 138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：2.5%（2019年12月22日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	36	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201901032）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



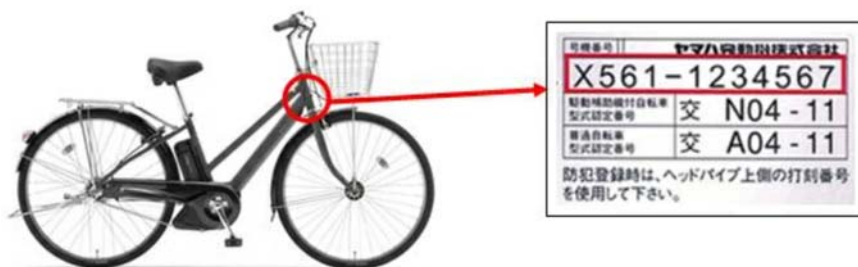
<車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

○ブリヂストンサイクルブランドの場合



## ○ヤマハ発動機ブランドの場合



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(502)092

受付 時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(801)309

受付 時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901018	令和元年12月30日	令和2年1月16日	ガストーチ	170-8075	コールマンジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	京都府	
A201901019	令和元年12月26日	令和2年1月16日	石油ストーブ(半密閉式)	KSH-7011RC Q	サンポット株式会社	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和2年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901025	令和2年1月9日	令和2年1月17日	ガスこんろ(LPガス用)	PA-K37P-R	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201901027	令和元年11月12日	令和2年1月17日	ゴム管(LPガス用)	AC10029	株式会社十川ゴム	火災	当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月7日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901022	令和元年12月30日	令和2年1月16日	照明器具	LGB52090LE1	パナソニック株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月6日
A201901032	平成31年3月9日	令和2年1月17日	自転車	JB60TP	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走り出そうとペダルを踏み込んだところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月8日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:2.5%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901020	令和2年1月1日	令和2年1月16日	電動リフト(室内用)	重傷1名	当該製品に車いすを乗せて使用中、車いすが転落し、首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A201901021	令和元年11月29日	令和2年1月16日	はしご(天井用、折りたたみ式)	重傷1名	天井に設置された当該製品を使用しようとしたところ、当該製品及び蓋板が落下し、負傷した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	香川県	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月6日
A201901023	令和2年1月4日	令和2年1月16日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品の充電器の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和2年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901024	令和2年1月4日	令和2年1月16日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A201901026	令和元年12月25日	令和2年1月17日	電気こたつ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201901028	令和元年12月27日	令和2年1月17日	オーブントースター	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201901029	令和元年12月7日	令和2年1月17日	スプレー缶(洗浄剤)	火災	当該製品を使用して、エアコンを清掃中、エアコンを焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和元年12月24日に公表したエアコンに関する事故(A201900959)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月10日
A201901030	令和元年12月24日	令和2年1月17日	電動歯ブラシ	火災	当該製品を充電中、当該製品の充電器の電源プラグ部及び周辺を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901031	令和元年11月1日	令和2年1月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具（管理番号：A201901022）

